

## 第三者評価結果 内容評価 おぐら保育園

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本園の「全体的な計画」は保育理念である「一人一人を大切に、こどもの心に寄り添った保育をすすめてゆく」を根本理念として「保育所保育指針」「子どもの権利条例」を保育計画の基本において編成しています。園長 主任が主導し、常勤職員は全員 意見を述べられる場があり、計画の内容は熟知しています。</li> <li>・計画では「情報公開等」で虐待確認保護、個人情報保護、苦情解決、園会計の公表などを挙げ園運営の透明性を確保しています。</li> <li>・地域特性として働く保護者が多く早朝預けや19時以降の子どもの多い点を考慮し、夕食も提供し、保護者の利便を図るなど地域の実態を考慮した計画になっています。</li> </ul>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年4月川崎市立おぐら保育園の民営移管を受け継いだ本園は定員120名の大規模保育園です。</li> <li>・敷地も広く園庭もゆったりで各保育室も広く子どもたちはのびのびと遊んでいます、部屋は適温適湿に管理され、午睡用の新開発「お布団マットレス」を使用、通気性が高く子どものSDIS発症予防に役立つ設備です。心地よく過ごせる環境を整えています。</li> <li>・6か所あるトイレ、各部屋にある手洗い、オムツ交換したマット、室内の玩具の消毒など「安全管理チェック表」で管理されています。</li> <li>・食事と睡眠は別で、各部屋に移動できる棚が数台あり、遊びの種類により棚を移動、スペースを拡大できます。多目的ホールと一時保育室は連結でき運動会ごっこができるほどの広さになります。</li> </ul>		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども一人一人の状態は、児童票、健康記録表 個人面談で入園前は把握でき 入園後は全園児がもつ連絡ノートや毎月記録される発達記録などで把握しています。</li> <li>・本園の理念である「子どもに寄り添う」は各場面で確認できます。園長は、登園してくる子どもをガラス越しに確認し、全園児には連絡ノートを配布し、担任は迎えの保護者に必ず口頭で伝えノートを手渡します。コミュニケーションを図るためです。法人の方針として1日1回は褒める、ことを励行し子どもに自信を持てるようにしています。</li> <li>・「大きな声を控えるように」が理事長の方針です。決して命令調や強制的な言葉は発しない、せかす言葉や制止することばを発しようとする場合は、ひと呼吸おく、子どもたちが主体的にものを考え、動き、話す雰囲気作りです。年一回の「職員自己評価」で再確認しています。</li> </ul>		

【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本園では「一人一人に合わせる」ことを基本にしているので、早めのご飯 箸の使い方 早めの布パンツ着用など子どもが欲すれば援助するなど基本的な生活習慣を身に着ける時期もその子どもの意思を尊重して保育を行っています。</li> <li>・自分でできることを増やせるよう声掛けしたり、自分がやりたい気持ちが出てきたときは、待ったり、さりげなく援助し、自分でできたという気持ちになれるように仕向けています。</li> <li>・クラスごとに月案に記入し 振り返りを行い 職員が共有しています。</li> </ul>		
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちが自主的に遊べるように、興味や関心をもっている玩具を手の届くところの棚に置いています。この両面棚は法人特製で両側から取れるように、自分で好きなものを取り出せる環境を作っています。</li> <li>・各クラスにはこの移動できる棚が数台あり好きなところへ移動できます。絵本もクラスにたくさんあり、興味ある本をよめます。玩具は1種類3、4個同じものを揃え取り合いを防ぐ配慮をしています。年度末には玩具は総入れ替えしています。</li> <li>・秋には近隣の夢見ヶ崎公園で自然に触れ、バス旅行で社会のルールを覚え、ごみ収集車、宅配業者などに挨拶し、おじいちゃんたちを招いて「あそぼう会」を催し、知らない大人との交流の楽しさを味わっています。</li> </ul>		
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者に配布する「保育のしおり」には年齢別の保育計画として「0歳児」が掲載され個人別指導計画は3か月ごとに子どもの成長に合わせて内容が変わる保育となっています。・0歳は病気への抵抗力が弱いいため保育日誌や個人別連絡ノートでの家庭での様子を丁寧に把握して時には看護師や栄養士と相談、専門的なアドバイスを受け保育しています。</li> <li>・0歳児は12人おり5人の保育士が共同で担当、主担当制とはしていません。5人が全員で見ることにより、子どもとの相性を気にせずに対応でき、違う角度からみている利点もあるようです。保護者も誰かが見ているという安心感があるようです。</li> <li>出迎える保護者にその日の様子を伝えるとき 担当制ではシフト勤務上難しい連絡ノートのみの伝達ではなく、言葉にして話すことができるのでコミュニケーション醸成に役立っています。</li> <li>3か月ごとの指導計画の内容の変化で喃語や笑顔を引き出し、愛着関係を築き、甘えや不安、欲求を受容し、徐々に言葉と動作を結びつけてゆく様子が確認できています。</li> </ul>		
【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1歳児、2歳児は個人差が大きいいため個別指導計画では「子どもの現在の様子」とそれに対する「保育士の配慮」「環境設定」をその子どもに適した計画を毎月立て、保育実践に結び付けています。</li> <li>1、2歳児は自分で何でもやりたがるため、その子どもの気持ちに寄り添い、大切にして、基本的に見守る姿勢で保育をすることを心掛けています。やれることが増えてくるので、子どもが自発的に活動できるよう、動線に配慮しながら、玩具や室内レイアウトの整備にあたっています。</li> <li>・食事、衣類の着脱など子どもの自分でやろうとする気持ちを受け止め、達成感が得られるように配慮し、またチャックが上げやすいように保育者が援助したり、ボタンを留めるときには手を出さずに見守るなど、基本的な生活習慣が身につくよう自分の意思を尊重しながら配慮しています。</li> </ul>		

【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3, 4, 5歳は集団生活において自己を感じはじめる時期であり、それを体感できる遊びが多くあります。その典型が「運動会ごっこ」で今回5回5日に分け、出演する子どもとその保護者5人という少人数の催しでした。ノートには「勝つ喜び負けるくやしさを味わった」「毎日練習して鉄棒で前回り 逆上がりができるようになった」などの感想が寄せられています。</li> <li>・本園では3, 4, 5歳を縦割りで8グループに分け異年齢保育に取り組んでいます。年長児に対してあこがれを抱き、年下の子どもには”助ける”という感情が育まれているようです。</li> <li>・部屋には「ひらがな表」「ずかん」などが置いてあり文字や動物に興味を持ち始めています。育てほしい10の姿をイメージしながら子どもの現在の様子を把握して、その姿に近づける努力を保育士は日々行っています。</li> </ul>		
【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本園には配慮が必要な子がいます。それぞれ12項目の個別支援計画書を作成して年4回見直しをしています。園内はバリアフリーでトイレ 階段に手すりがついています。</li> <li>・幸区では障害児と発達障害のある子どもは区「子ども支援室」見守り担当を通じて巡回依頼 発達相談依頼を提出する仕組みです。ダウン症などの子どもは「認定協議」を経て専門家2名が派遣され、児童の観察 ビデオ撮影など行い決められます。認定された場合は園は診断結果を全職員及び園医に報告し、経過観察を行うプログラムになっています。</li> <li>・障害児らは普通クラスに入り同等の保育を受ける統合保育です。本園では何ら違和感なく生活を、「自分の気持ちを話すようになった」「自分で食べるようになった」など統合保育の効果を見せています。</li> </ul>		
【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本園は最寄りの駅から遠く、長時間保育の子どもが多いです。6時30分にご飯 味噌汁 おかずを夕食として提供し保護者からは感謝されています。6時半以降一階の1室に集まり、異年齢保育が始まります。</li> <li>・迎えの保護者には連絡ノートと口頭による伝達がおこなわれます。「申し送りノート」には前日の様子から今日の様子まで詳細に書かれています。</li> <li>・本園では乳児 幼児の全員にオリジナルの個人別「れんらくノート」を配布、使っています。一人一人の子どもに寄り添うという保育理念の表れです。月齢の小さな子がいる場合は、玩具に注意し、口にいられて危険なものは出さないよう配慮しています。</li> </ul>		
【A11】	A-1-(2)-④ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「全体的な計画」及び「5歳児年間指導計画」で小学校への円滑な接続に努め小学校への興味関心や期待を持てる保育を目標にしています。</li> <li>・小学校で行われる「秋フェスタ」「小学校との交流」に参加して交流を深め、就学への自信を持てるよう支援する仕組みがあります。今年は「幼・保・小実務者連絡会議」も中止となるなどコロナの影響で小学校とのイベントはすべて中止となっています、小学校へ向けたカリキュラムの目標として「100まで数えられる」「ひらがなを全部書ける」があります。部屋には大きなひらがな字で歌詞が書かれておりそれを歌うことで文字も覚える仕組みです。</li> </ul>		

A-1-(3) 健康管理		
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの健康管理のためにマニュアルやガイドラインに沿って、児童票から一人一人の健康状況を把握しています。保護者は入園時に「健康記録表」を園に提出し、その後、予防接種などを受けた後は「予防接種連絡カード」を提出、台帳に記入し、既往症などの確認、追記をし、園に報告しています。</li> <li>・「入園のしおり」と同時に配付する「健康について」という文書には、登園・受け入れ時の体調やけがの有無などを申告してもらうこと、感染症などの登園停止、医師の「登園許可証明書」の運用についてなど記載しており、口頭でも説明しています。</li> <li>・感染症の発生時には、玄関のドアに張り紙を出し、保護者に注意を喚起するとともに、ドアなど園内の消毒を徹底して行います。</li> <li>・乳幼児突然死症候群(SIDS)対策は、午睡時のブレスチェックは(0歳児5分、1歳児10分(4月は5分)、2歳児15分、幼児は30分ごとと、うつぶせ寝を防止する体位交換を行っています。</li> </ul>		
【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診断は、年度初めにお知らせして、嘱託員より、0、1歳児は年6回、2歳児以上は年3回実施しています。歯科検診は年1回、6月に行います。</li> <li>・健診結果は「すこやか手帳」に記録し、保護者に伝え、必要な場合は受診や治療を促しています。職員も健診結果を確認し、配慮事項を保育の指導計画に盛り込んでいます。</li> <li>・看護師による歯磨き指導は、年1回行っています。</li> </ul>		
【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食物アレルギーのある子については「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、医師の「除去食申請に対する主治医意見書」を「川崎市健康管理委員会」に提出し、認定を受けて取り進めています。</li> <li>・除去食内容についても継続的に医師の指示を得て進めています。</li> <li>・前月末に当月の除去食メニューを作成し、保護者の承諾を得ながら進めています。また、医師への定期的受診を奨めています。</li> <li>・誤食を防ぐために、職員による、給食での確認、運ぶ時の確認、配膳時の確認と声出し確認を励行しています。</li> <li>・医者である園の理事長が来園し、職員を対象にして「アレルギー研修」を実施しています。</li> <li>・保護者には個別面談、クラス懇談会などでアレルギー対応についての理解を求めています。</li> </ul>		
A-1-(4) 食事		
【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちは、園庭の畑とプランターにてサツマイモ、スイカ、オクラ、キュウリ、ピーマン、なす、パプリカなどを栽培し、収穫してクッキング保育に使用しています。</li> <li>・園では「全体的な計画」「食育年間計画」に基づき、年齢や発達に応じた食育の取組を行っています。</li> <li>・栄養士は毎日食事中の各クラスを見回り、子どもの喫食状況を確認しています。</li> <li>・月1回給食バイキングを行い、自分で嫌いなものでも少しでも食べてみようとする雰囲気が出てきています。</li> <li>・保護者に対しても要望があれば、レシピを渡しています。</li> <li>・毎日、お替りの量は多く用意されていて、子どもの食事量に合わせて食事を提供しています。</li> <li>・子どもが食に興味を持つように、5月には鯉のぼりの飾りつけや12月のクリスマス飾り、雪だるまなど工夫して支援しています。</li> </ul>		



【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士は毎日食事の中の各クラスを見回り、その食べ方や表情、感想などを見聞きして、食べる量や子どもの好き嫌いを確認しています。</li> <li>・子どもの食べる量や好き嫌いについては、子どもからの申告や保護者との面談で把握しています。</li> <li>・クラスの担任は、その日のクラスの喫食状況を給食日誌に記録し、栄養士はこの内容をチェックしています。給食日誌には検食者の所見、味付け、盛りつけ、量、彩り、温度の記載欄があり、これらを踏まえて献立や、調理の工夫に活かしています。</li> <li>・離乳食期間の乳児に対しては、クラス担任は子どもの発達状況を栄養士とともに確認しながら離乳食を提供しています。</li> <li>・調理士の衛生管理については、衛生管理マニュアルに従い、毎日「衛生管理点検表」を用いて、発熱や胃腸炎症状、傷や化膿の有無、服装、爪、髪のチェックなどを行っています。また、害虫の点検や清掃も記録しています。</li> </ul>		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・0、1、2歳児は個別連絡帳にて園と保護者は連携して保育に当たっています。3歳児以上は子ども一人一人が個別に持っている「連絡ノート」に園からも保護者からも、何かあれば書くことにしています。送迎時には日々の子どもの様子を保護者に伝えており、また、園だよりやフォトフレームを掲示することにより様子をわかりやすく伝える工夫もしています。</li> <li>・年2回のクラス懇談会や運営委員会にて園長は、保護者に対して日々のフォトフレームに関して説明しています。</li> <li>・保育参観・参加や行事を行い子どもの成長見る機会を設けたり、個人面談や懇談会など保護者への情報提供・交換の場も作っています。</li> <li>・懇談会や面談の記録、質問が記入された連絡帳の写しなどはファイルにとじて保管しています。</li> </ul>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園長と保育士は、子どもの送迎時の声かけや連絡帳を通して保護者と親和的雰囲気を作り、信頼関係を築いています。</li> <li>・保護者から受けた相談は、主任や園長が保護者の就労状況希望に合わせて面談しています。</li> <li>・送迎の際、保護者が事務所に入りやすいように配慮して対応しています。</li> <li>・保護者からの相談や意見は記録し、内容は職員間で共有しています。解決すべき課題がある場合には、速やかに対応し、日誌に記録したりした、職員間で共有しています。</li> </ul>		

【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園では「保育園のしおり」の目次の前のページ、一面に川崎市の「子どもの権利に関する条例」を掲げて、子どもを虐待や差別から全面的に擁護する姿勢を鮮明に打ち出しています。</li> <li>・園では「虐待対応マニュアル」に沿って、職員に周知し、取り組みを行っています。</li> <li>・登園の際に子どもと保護者の注意深い観察を行い、子どもに変化があったり、何か奇異に感じた場合には直ちに園長に報告し、写真などに証拠を取り、法人内連絡をするとともに川崎市幸区役所に連絡します。</li> <li>・川崎市の関連研修に職員を参加させるとともに、園内研修も実施しています。</li> <li>・気になるケースが生じた場合には、この情報は全職員間で共有しています。</li> <li>・幸区の児童家庭支援課からの招集による「個別ケース検討」会議に園長が出席し、関係機関との協力支援体制を作っています。</li> </ul>		

### A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育日誌の乳児版には「反省・考察」、幼児版には「評価・反省」の記入欄を設けてあり、保育実践における自己評価も含めて担当職員は記入しています。</li> <li>・自己評価に当たっては、一人一人の子どもの発達状況、育つ過程などに配慮して行き、画一的な順位評価などは行っていません。</li> <li>・保育士自体の自己評価については、法人が独自に作成した「保育士自己評価チェックリスト」を使用して年1回行き、園長との面談の上、保育スキル向上の目標管理を行っています。</li> </ul> <p>&lt;コメント・提言&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の職員による「保育士自己評価チェックリスト」を一つに纏め、職員同士の話し合いが進められることにより、保育園内に潜在していた要改善課題が浮上します。これに対処することで保育園自体の自己評価体制の確立を期待いたします。</li> </ul>		